

地域金融機関の職員様向けニュースレター

NEWS LETTER

2014.12. Vol.58

# 顧客相談 サポート通信

発行：©行政書士 銚立 榮一朗事務所  
〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101  
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

## < 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『自筆証書遺言を使用した相続手続きサポート案件』
- ・相談業務引き出しメモ・・・『遺言執行者の選任申立て手続きの流れ』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所  
Change & Revival 株式会社  
代表 銚立 榮一朗  
事業承継アドバイザー ECA  
宅地建物取引主任者  
ビジネス法務エキスパート®  
1974年生れ おひつじ座 B型  
趣味：キャンプ、登山、サッカー

## <ごあいさつ>

こんにちは、銚立です。

いよいよ来年1月から、相続税の基礎控除額が引き下げられます。(→ 3,000万円 + 600万円 × 法定相続人の数)

私が購読している日経新聞では、今年は相続税関連の記事が急増しています。取引先の信用金庫職員様にお聞きすると、顧客からの相続前の相談が増えているとのこと。

生前の相続税対策にはいくつかの手法がありますが、やはり一番の王道は「生前贈与」。

現在、パートナー税理士と「生前贈与」に関するガイドブック制作の準備を進めています。日々の預金実務や顧客からの相談対応に役立つ内容となります。ぜひご期待ください！

## <サポート事例>

### 『自筆証書遺言を使用した相続手続きサポート案件』

今回は、自筆証書遺言を使用した相続手続きサポート案件をご紹介します。

ご主人と一緒に長年飲食店を経営されていらっしやった S.K 様。お二人の間には子供がいなかったため、万が一のときに備えて、ご夫婦で「すべての財産を妻（夫）に贈与する」という内容の自筆証書遺言を作成され、自宅金庫に保管されていました。

今年の3月、ご主人が病気で体調を崩されて入院し、闘病生活の末、6月に相続が発生。今後の手続きのことについて S.K 様が取引先信用金庫に相

談したところ、当事務所を紹介されました。

当事務所では、まず自筆証書遺言の検認手続きをサポートし、続いて、遺言に遺言執行者が指定されていなかったため、今後の手続きを円滑に進めるために遺言執行者の選任申立て手続きをサポートしました。

当事務所が遺言執行者に就任後は、預貯金の解約・払戻し手続き、パートナー司法書士と連携して自宅の相続登記、パートナー税理士と連携して相続税の申告手続きまでをサポートさせていただきました。

今後は、S.K 様ご自身の遺言を公正証書で作成し直すお手伝いをさせていただく予定です。

つづき↓

## ＜サポート事例＞

### ＜お客様の声＞

■「色々とよく相談に乗ってくれて、ご指導いただいて本当にありがとうございました」(自筆証書遺言の検認手続きサポート、遺言執行者の選任申立て手続きサポート、遺言執行業務 杉並区 S.K様 91歳)

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

今年の3月頃、主人が入院して、最初は1週間から10日間ぐらいで家に帰ってきたんですけど、4月にまた入院して、その後いくつか病院に移ったりして、あまりよくない状況が続いていました。

主人が亡くなった後も、これから先どうしてい

いのか分からなくて困っていました。

——何がきっかけで当事務所を知りましたか？

(取引先信用金庫の) 芝さんが先生を紹介してくださいました。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

大変良かったです。大変助かりました。色々とよく相談に乗ってくれて、ご指導いただいて本当にありがとうございました。

(取引先信用金庫の担当の) Mさんもよくやってくださってとても助かりました。

## ＜相談業務引き出しメモ＞

### 『遺言執行者の選任申立て手続きの流れ』

遺言執行者とは、遺言の内容を実現する人のことをいいます。公証役場で作る公正証書遺言には、遺言執行者が指定されていることがほとんどですが、自分で書く自筆証書遺言には、遺言執行者が指定されていないケースが散見されます。

遺言執行者が指定されていないと、実際の相続手続きにおいて、相続人全員の実印・印鑑証明書が必要になるなど、財産を取得する相続人だけで手続きを進めることが困難になります。

そこで、遺言に遺言執行者が指定されていないとき、又は、遺言執行者がなくなったときは、

遺言者の最後の住所地を管轄する家庭裁判所において、遺言執行者の選任申立て手続きを行います。

遺言執行者は、未成年者及び破産者はなることができませんが、特別な資格などは必要ありません。申立書に希望する候補者について記載し、必要書類を揃えて、郵送で申立てを行います。

家庭裁判所から送られてくる照会文書を返送すると、後日、遺言執行者選任の審判書が届きます。申立てから約3~4週間ほどかかります。

当事務所では、これまで、「債務過多のため信託銀行が遺言執行者を辞任したケース」、「自筆証書遺言に遺言執行者が指定されていなかったケース」で、この手続きのサポートをしております。

## ＜編集後記＞

最近のマイブームは、もっぱらランニンググッズを集めること。シューズの次は、ショートパンツ、手袋、ウィンドブレーカーを購入しました。先日は私のランニング師匠である取引先信用金庫のY支店長からおすすめグッズ情報を入手。ランニングウォッチ、靴下、ゼッケン留め、スポーツ羊かん etc...。ランニンググッズって色々あるんですね。少しずつ揃えて行こうと思います。

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いをしております。

### ＜主要業務＞

#### ■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買  
貸地・借地 家庭の資金繰りサポート 成年後見

#### ■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り  
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

#### ■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎職員様向け研修会、顧客向け無料相談会・セミナー等の講師  
についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っているお客様がいる
- 経営の問題で困っているお客様がいる
- お客様の問題を解決して、融資につなげたい

お気軽に  
ご連絡ください!

行政書士  
**銚立榮一朗事務所**  
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE  
**Change&Revival 株式会社**  
宅地建物取引業免許 東京都知事 (1) 第 94647 号

〒167-0021 東京都杉並区井草 5-15-5-101

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <http://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

相談業務に役立つ小冊子  
『間違いのない遺言書  
の書き方 5つのチェック  
ポイント』  
無料進呈中

※営業店異動の際は、お手数ですが当事務所までご一報ください!